

『地域と環境政策』—環境再生と「持続可能な社会」を目指して

いその やよい のけもと まさふみ けいそう
磯野 弥生・除本 理史[編著] (2006) 勁草書房

要約の文責：山田 利春

* 『地域と環境政策』の要約は、豊島の汚染土壌水洗浄処理で搬入先となった、大津市北部、和邇河流域の環境問題に取り組む時、参考になるのではないかとと思われる部分を中心に、抜粋、要約いたしました。特に、第5章「産業廃棄物の不法投棄と地域の再生」（香川県豊島の事例から）を中心に要約いたしました。昔、豊島で起こったことが、投棄される物が、産業廃棄物から汚染土壌、残土に変わり、現在、和邇河流域で行われています。豊島住民の教訓から学ぶことがたくさんあるように思われます。

（青字は要約者〈筆者〉の加筆）

はしがき

本書は地域の視点から、「持続可能な社会」に向けた環境政策の課題を考える。そのため、環境再生の課題を中心に取り上げている。「環境政策」のテキストブック、入門書は沢山あるが、本書の特徴は①環境再生の課題（具体的な場所）を扱っている。②人文・社会科学を中心とするが、学際的な立場から環境政策の課題を論じている。なお、『地域再生の環境学』（淡路 剛久監修、西村 幸夫・寺西 俊一編、東京大学出版会,2006年）がすでに刊行されているので、そちらも参照いただきたい。

序章 環境再生の意義と課題

一足もとの地域から「持続可能な社会」を目指して—（磯野 弥生）

0.1 環境再生とは何か：環境再生は「**持続可能な社会**」に向かって進む環境政策の第3の柱として位置付けられるものである。第1の環境政策は、1950年代末～60年代に顕在化した公害に対する規制や予防である。第2の環境政策は、1980年代中頃～90年代以降に大きな課題となった廃棄物問題に対する循環政策であり、リサイクル法が制定されてきた。第3の環境政策・「環境再生」は、今、世界的に広がっており、イタリアのポー河流域、アメリカ・フロリダ半島での蛇行状の川の再生等があり、日本では、大阪西淀川区の公害病患者等（あおぞら財団）による環境再生がある。

従来の環境政策には、「具体的な環境政策を展開する『場』（地域・現場）の環境の現状がインプットされていない」と言う問題がある。環境再生とは、現に存在するス

トックを前提とした環境政策である。もちろん、イタイイタイ病の農地の再生など進められてきたが、環境被害のストックを取り除くには、不十分であった。2003年施行された自然再生促進法は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした法律で、河川・湿原・干潟・藻場・里山・里地・森林・サンゴ礁等の自然環境を保全・再生・創出又は維持管理することを求めている。

0.2 求められる「環境被害ストック」への対策

環境再生の前提条件（環境再生政策の対象）は「環境被害ストック」である。これは、環境政策の欠如や不備により、歴史的に累積してきた環境被害をさす。「ストック公害（蓄積公害）」だけでなく、フローの汚染によって発生した健康被害や地域社会の共同体の破壊等すそ野の広い問題としてとらえる。環境被害は、公害病認定患者を頂点に、自然破壊や生態系の破壊等を規定とする、「ピラミット構造」をなしている。

（宮本 1989：寺西 2002）

0.3 地域の視点から環境再生の課題を考える

0.3.1 地域とは：本書では、具体的な地域を取り上げて、環境再生に向けた課題を考える。この場合の地域とは、人間が協働して自然や社会に働きかける「基本的生活圏」としての地域(社会)、及びそれを包摂するより広域の地域の両方から環境再生の課題と方向性を具体的に明らかにする。

0.3.2 環境再生の前提と課題：「持続可能な社会」は、破壊された環境だけが再生されたとしても地域社会のコミュニティの再生が進まなければ実現しない。まず、環境再生の前提となる「フォロー対策」としての環境負荷の低減と資源循環である。「環境被害ストック」の累積が進まないよう、「フロー対策」を適切に講じることが前提となる。その上で、

- [課題]
1. 環境破壊による被害者の救済、
 2. 破壊された環境の再生、
 3. 地域社会の共同性の回復、コミュニティの再生、
 4. 環境再生を通じた地域の再生

が課題となる。健康被害者の救済が第一だが、第2の破壊された環境の再生は、自然環境だけでなく、歴史的環境、人工的環境も含む。具体的には汚染された土壌の浄化等である。「アメニティ問題」との連続性が必要である。第3に地域社会の共同性、コミュニティが再生されなくてはならない。以上は原状回復であるが、さらに地域の再生が必要である。遊休地・低未利用地の回復・有効利用を図り、知識労働者を引き付

けるきっかけにする等の地域経済を再生する等、総合的な環境再生計画が必要になる。

第Ⅰ部：「原点」から環境問題を考える

第1章 地域環境資源をめぐる共同性の再構築： 一渡良瀬川流域における地域的環境
経済・システムの転換過程⇒省略

第2章 大規模開発の決算と地域再生の課題： 一苫小牧東部とむつ小川原を中心に
⇒省略

第Ⅱ部：環境再生の具体的課題

第3章 被害者救済制度の改善と福祉コミュニティの役割：一大気汚染公害を事例とし
て⇒省略

第4章 公害病患者のコミュニティ・ケア： 一熊本水俣病の事例から⇒省略

第5章 産業廃棄物の不法投棄と地域再生：一香川県豊島の事例から（掘畑 まなみ）

産業廃棄物をめぐる諸問題を概観し、香川県豊島で起きた産業廃棄物の不法投棄事件を事例として、「環境再生を通じた地域再生」の課題を考える。豊島では、廃棄物の撤去だけでなく、故郷を汚された被害住民が誇りを取り戻すことも重要な課題になっている。被害住民らによる「ゴミの島」から「学びの島」への転換に向けた取り組みを紹介しながら、この課題を考える。

産業廃棄物問題は、地域環境に大きな被害をもたらすが、過疎地域で問題が発生することが多い。製品を作り、使用し、廃棄する人の多くが都会に住む人々であり、被害を受けるのが、過疎地域の人々であるというように、恩恵を受ける人と被害だけを受ける人が乖離していることも見えにくい要素の一つである。

5.1.1 産業廃棄物問題の見えにくさ：大量生産—大量消費のもとで発生したこの環境問題は、今や新聞やテレビで日常的に取り上げられているが、地方で問題が起こっても、産業廃棄物が集積している風景を直に見たことのない人にとっては、想像しにくい。産業廃棄物はこっそり山の中へ捨てられ、地元地域の人にもさらされにくいこと、私有地に運び込まれたものについては、個人の権利が主張されること等から、問題にされにくかった。

5.1.2 一般廃棄物と産業廃棄：⇒省略

5.1.3 産業廃棄物の社会問題化：1980年代後半、首都圏の栃木県那須に100か所を越

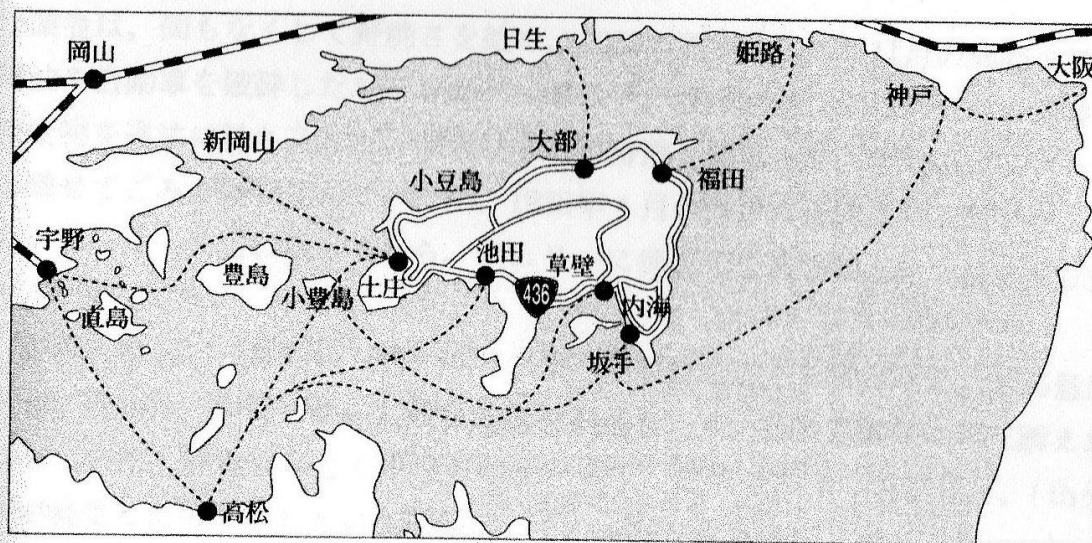
える産業廃棄物ミニ集積問題が起こった。1989年栃木県葛生町で安定型処分場計画反対運動が新聞やテレビで報道され、産業廃棄物はじわじわと社会問題化されていった。1990年代に入ると香川県豊島、佐賀県唐津、福島県いわきで不法投棄問題が発覚した。これは当時、三大不法投棄と言われた。こうして、「都会」から「田舎」に産業廃棄物が押し寄せることが恒常化した。

本章で取り上げる香川県豊島の事例は、この3つの不法投棄事件の1つであり、産業廃棄物問題では、国の公害調停にかかった初めての事例である。不法投棄・不適正処理は跡を絶たない。青森・岩手県境の不法投棄がある。産業廃棄物問題は次のように整理される。①許可の無い場所に投棄される。(不法投棄)、②許可量以上の処分や不適正処分(許可以外の処分)、③地下水汚染や集積による汚染、④立地をめぐる紛争、⑤リサイクル名目の不適正処理(RDF等)。今後は最終処分場跡地をめぐる、さまざまな問題が発生することが懸念される。

5.2 豊島事件の概要

5.2.1 豊島の位置と現状: 豊島は小豆島の西に隣接し、岡山県の県境に近い周囲19km. 面積17km²である。行政区間は土庄町に位置し、島全体で1つの自治体を構成しているわけではなく、町の一部が離れて島にあるため、行政的には一部離島と言われる。おもな産業は、農業、漁業、石材業である。人口は、2004年12月1日で1228人と、過疎化と高齢化が進んでいる。(注: 2009年8月7日現在、1058人、実際の人口は900人前後と言われている)

図5.1 豊島の位置



(出典) 香川県観光協会大阪支部ホームページ <http://www.21kagawa.com/osaka/access_syodoshima.htm> (2006年6月27日閲覧) より作成。

5.2.2 問題発端から最終合意まで：豊島における 55 万トン（注：現時点で 90 万トンに拡大）もの不法投棄の問題がはじめて報道されたのは、兵庫県警が不法投棄業者を摘発した 1990 年 11 月であった。事件は 1975 年 12 月、豊島総合観光開発(株)会社の香川県への有害廃棄物処理場計画申請から始まった。1977 年、住民は「廃棄物対策豊島住民会議」を結成し、激しい反対運動を繰り広げた。このため、業者は申請内容を「無害物によるミミズ養殖」に変更し、県は業者に許可を与えた。業者は間もなく野焼を始め、1983 頃から 1990 年 11 月の摘発まで、廃油やシュレダーダスト等有害物を持ち込んだ。

野焼が続けられている間、のどの痛みや頭痛を訴えるものが増え、摘発後の裁判では、罰金 50 万円、懲役 10 か月、執行猶予 5 年の判決が言い渡されたが、現場には大量の有害廃棄物が残った。

「住民会議」は、自治会と一体になり、撤去運動を繰り広げ、前代未聞の公害調停となり、住民側弁護士リーダーに中坊 公平氏が務めることになった。公害調停を申請する過程で住民は自らで調べ、環境への影響について、分析依頼をするなど主体的に動いた。県はミミズの処理は行っていないことを確認したが、118 回もの立ち入り検査、形式的行政指導を行って、7 年間許可は与え続けた。

公害調停委は、「住民にとって望ましいと思える案になるよう」助言し、最終的に豊島から 5 キロ離れた直島へ（有害物を）運び処理することになった。2000 年 6 月、知事が住民の前で謝罪し、最終合意が成立した。最終合意では、県と住民が共に参加・協働し、新たな関係や価値観を創って問題を解決しようと言う「共創」の考え方が提案され、県と住民は協力体制をとることになった。

公害調停は、弁護士が手弁当で行ったが、住民が排出企業 19 社から獲得した解決金 1 億 5,669 万円は、出費を埋め合わせる程度の金額でしかなく、現在の運動はわずかながらの手持ち資金を切り崩して行っている。

5.2.3 最終合意から現在まで：豊島では、住民会議が廃棄物層の断面を保存すべく「豊島の心の資料館」を作り、「廃棄物の壁画」を展示している。廃棄物の中間処理を受け入れた直島では、2000 年 6 月、県と直島がエコタウン構想を四国通産局に提出し、三菱マテリアル精錬所の後に中間プラントが作られた。2003 年 4 月、専用船で豊島の産業廃棄物は運び出されたが、2004 年 1 月、プラントで爆発事故が起こって、年間 6 万トンの処理計画に遅れが出た。しかし、それ以降、2006 年 9 月現在順調に処理が進んでいる。

（注：この後、産業廃棄物の下にある、汚れた土をどうするかという問題が出て来た。そして、島外で水洗浄をする事になった。しかし、入札で決定した大津市北部の(株)山崎砂利は、住民の持ち込み反対で中止となり、福岡県苅田町のセメント工場に運ばれて処理すると言う新聞報道があった。2013.1.29 毎日新聞 滋賀版）

直島では、エコタウンの有価金属リサイクル施設が設置された。ここでは、処理された廃棄物から、銅、アルミ、鉄と言った金属が回収されており、廃棄物の55%がスラグとなり、トン600円で公共事業に利用されている。

5.2.4 豊島における被害の広がり： (注：この項、原文のまま要約せず)

不法投棄現場は、瀬戸内海国立公園普通地域から第2種特別地域にまたがっている。不法投棄に先立って業者は砂を採取した。残った粘土と礫によって、沖合100mの地点に勝手に堰堤が築かれ、廃棄物によって5万m²も違法に埋め立てられた。公調委の調査では、ダイオキシンやPCB、鉛、ヒ素等の有害物質が国の環境基準を超えて検出された(中地1996)。

豊島の被害は、こうした自然破壊のほかに、歴史的・文化的遺産などの歴史的環境の破壊、生活被害、健康被害、観光業への被害、風評被害、精神的被害に広がっている。時系列で見ると、不法投棄に先立って砂が採取されたことによる被害(1965年頃～1978年)、健康や生活に大きな影響が発生した不法投棄が行われた頃の被害(1983年頃～1990年11月)、摘発後の被害(1990年11月～)に分けて捉えることができる(堀畑2000a)。なお、1978年から1982年までは、不法投棄ではなく、許可の範囲での中間処理が行われていた時期があり、この期間については被害という意識は住民から聞けなかったもので、除いてある。以下、これらの時期区分に即して、どのような被害が発生してきたのかについて述べる。

投棄現場は採砂される以前は良い漁場であった。業者の父親はこの土地を入手すると砂の採取を始め、経営しているガラス工場へ持っていった。1965年ごろになると、機材を導入して大量に砂を採取し、浜の砂を取り尽くし、次に背後の山の砂を取り、取るものがなくなってから不法投棄を行った。この土地は個人が所有しているといっても、昔から島の人々が自由に出入りでき、遠浅の浜辺で貝類が豊富なため潮干狩りを楽しんだり、春には瀬戸内の白砂青松の景観に映える山つつじの花見を楽しんだりする土地であった。また、現場は、歴史的に重要な遺跡が発掘され、ゆのはま原人といわれる原人の頭蓋骨が出土した場所で、豊島の起源を知るうえでも重要な場所であったため、歴史的環境に対する被害が発生している。

不法投棄が行われていた頃は、廃棄物の運搬→搬入→野焼きという流れのなかで被害が発生した。洗濯物が黒く汚れるなどの生活被害や、野焼きから発生した有毒ガスによって、吐き気、のどの痛み、ぜん息等の健康被害が発生している。1983年ごろから咳が止まらないなど身体の不調を訴える人が出始め、1985年ごろには多くの住民にぜん息様の症状が発生するようになった(廃棄物対策豊島住民会議1993)。観光業でも、野焼きの煙が目立ち始めたところに影響が出始め、報道された直後は客足が大きく鈍るという被害が発生した(山中1998)。

摘発後は「ごみの島」「毒の島」と報道されたことから、農業や漁業に風評被害が発生した。2005年に名前を元に戻したが、味で勝負しようと生産者の名前と住所を明記し、ブランド化していた「豊島みかん」という名称は、摘発後から2004年の収穫までは使用できなかった。漁業では「豊島の魚は食えん」といわれ市場で買い叩かれたりした。投棄現場近くでハマチの養殖をしていた漁業者は「周辺海域で養殖したハマチを売ること加害者になるかもしれない」ということから養殖を諦め、現在も港湾整備の仕事に就いている。農業や漁業では、汚染のない場所で作ることや安全が商品の付加価値に結びつくが、豊島では農産物や海産物に付加価値はつけられなくなった。また、豊島出身であるということを隠すなど、子どもたちが誇りを持てなくなったり、豊島に住む親が丹精込めてつくった農作物を大阪や岡山に住んでいる子どもに送ると、事件発覚後は嫌がられたりするということがあり、また、最終合意では謝罪したとはいえ、それまでの経緯のなかで知事や県議が豊島住民を中傷したため、精神的な被害も発生している。

5.3 見えにくい加害

加害はどのように行われたのであろうか。豊島は、産業廃棄物の許可権限を持つ香川県が投棄実行者（業者）の違法行為を看過していたため、関係主体が県、業者、委託業者（排出者）、住民の4つになり、加害—被害関係は、判りにくくなる。

5.3.1 行政の2つの顔：豊島では、なぜ55万トン（現在、90万トンに拡大）もの不法投棄がなされたのであろうか。それは「官の無謬性」と関係している。行政は間違ったことをしないと一般に思われている。法令に適合すれば許可を出さざるを得ない状況が都道府県にはある。地方自治体は環境政策の実施についても、住民の安全、健康、福祉のために働くことが期待されている。

しかし、地方自治体の職務には、国の決めた政策が優先されると言う性格がある。廃棄物の処理・処分はこのような性格の仕事に区分される。廃棄物処理施設は、住民にとっては環境汚染施設であるが、国にとっては、環境保全施設である。都道府県は国の決めた政策の範囲以内で、法令の施行をせざるを得ない。国の考え方に従わざるを得ず、住民と認識にずれが生じる。

豊島事件では、不法投棄を助長した2名の担当者の上司が、知事の推薦で地球環境保全功労者として表彰された。永い間、環境保全のために働いてきたというのが、表彰の理由であった。被害住民の心を逆なでする行為だ。

5.3.2 政府（行政）の失敗：豊島事件では、有害廃棄物持ち込み計画が発覚した際に住民が起こした裁判において、「十分な指導・監督をする」ことを約束していたが、それを果たすことはなかった。地方自治体が社会制御主体の役割を果たせないのは、その問題解決能力の限界によるものであり、これを「**政府（行政）の失敗**」と呼ぶことが出来る。（宮本 1989：船橋 1993）。何故、失敗するのか、要因として、①力関係に影響された意思決定、②行政組織自体の利益追求の自己目的化、③既存の法体系での問題処理をあげている。

豊島事件では、1975年当時、関西圏では急激な工業化が進み、廃棄物処分場の確保が出来れば、香川県にとってはどこでもよかった。追い打ちをかけたのは、瀬戸内法で、これにより製糸汚泥の海洋投棄が出来なくなった。製糸汚泥の受け入れ先としても豊島は利用され、県は裁判で業者と住民がもめて、決着がつく前に許可を出す等、このころは国の法令を、県は明らかに優先していた。

地方自治体自身が、行政体としての利益を優先する態度は、産業廃棄物処分場建設現場ではどこにでもある。処分業者が住民の矢面に立たないように配慮し、処分場をつくる政策を優先し、住民を無視するのである。現在、公共関与型処分場建設が、さまざまな地域で問題になっているが、地方自治体が自らの利益と国の政策を優先し、住民を無視する態度をとっている。

（注：滋賀県では、2002年公共関与型の最終処分場と中間処理施設、焼却場建設計画がすすめられ、前者は完成し、後者は中止となった。）

5.3.3 行政指導の問題点：豊島事件では、業者が操業している12年間に118回もの立ち入り検査をし、**行政指導**が行われた。行政指導は法的拘束力はなく、業者と軋轢を残したくないため、行政処分は行わず、批判をかわすためのアリバイ作りへと変わる。香川県は摘発までの7年間、ミミズの養殖がされていないことを知りながら、中間物の許可を与え続けた。

指導を行う側と監督評価する主体が同じであることが問題であった。行政指導が形骸化してしまった例は、豊島以外でも、岐阜市、四日市市でもそうであった。産業廃棄物問題では、現場において行政の問題解決能力に限界があるのである。

5.3.4 行政による（都合のよい）法律解釈の問題点：豊島事件では、廃棄物の定義を歪めて解釈し、業者の脱法行為に県が加担したことが問題になった。業者は、シュレダーダストを金属リサイクルすると説明し、書類上は、シュレダーダストをトン当たり300円で購入し、2000円の運賃をもらっていた。事実上、1700円で廃棄物を処理することになるが、県は有価物（300円）であるから、取引しても大丈夫とお墨付きを与えていた。

産業廃棄物なら取引企業に処分業の許可が必要になるが、リサイクル製品なら許可は

いない。処分場建設の許可が必要なくなる。豊島の住民が危険なものを持ち込んでいると、公開質問状を出しても「リサイクルの原料であるから産業廃棄物でない」と法律の解釈を歪め、瀬戸内のゴミを受け入れ続けた。

実際には排出業者が処理費用を払っているが、書類上業者が買い受けている、このような取引を「逆有償」と言うが、石原産業のフェロシルトが（有名で）ある。フェロシルトとは、酸化チタンの製造工程で排出される汚泥に廃液を混ぜて作った埋め戻し材のことで、製造元である石原産業の工場では、三重県に届け出た書類とは違った廃液を混ぜていた。（注：フェロシルトは埋め戻し材として、三重県からお墨付きをもらい、逆有償で中部地区や京都府などにも持ち込まれたが、有害な化学物質が溶出し、全て回収が行われている）

5.3.5 受益圏—受苦圏の視点から：豊島事件では、利益を得た地域とゴミを押し付けられて苦しみを受けた地域が離れていた。産業廃棄物は主として2次産業から排出されるが、豊島は1次産業が中心であり、住民は不条理を感じている。受苦圏・被害圏で住民は利益を得ていない。

5.4 過疎と言う問題

5.4.1 過疎とは：豊島事件では、罰則規定強化や自動車シュレッダーダストの有害性の評価等、廃棄物政策に大きな影響を与えたが、過疎問題については影響を与えなかった。（注：以下原文）

では、過疎化とはどのようなものか。長谷川（2004）は「過疎化は人口の減少をもって出発点とする。しかし人口の減少が直ちに過疎に導くわけではない。人口減少は最初の段階では、農村の過剰な人口を吐き出して身軽になり、適正規模化していく過程とみなされる。しかし人口減少が更に進むと耕作すべき田畑が放置され、地域資源の活用が不徹底となり、道路や水路をはじめ、地域の基盤も次第に不整備の状態に陥ってしまう。そしてやがては人々の心理的状态や人間関係にも影響して、社会的連帯性が失われ、過去から守ってきた地域の文化も枯渇していくこととなり、最終段階では、地域社会そのものが崩壊し、消滅していくことになる」と述べている。

5.5 「ごみの島」から「学びの島へ」

豊島の「環境再生を通じた地域再生」に向けた取り組みを紹介する。豊島では、廃棄物の搬出が終わるまで、今後7年間かかるとされる。（2006年9月現在）。

住民が産業廃棄物問題の経験を踏まえ、自らの悲劇を伝えることで、それを乗り

越え、豊島を「学びの島」として捉えなおし、誇りを回復することが、真の再生につながる。

5.5.1 植樹活動と「瀬戸内オリーブ基金」: 豊島では、植樹活動が2つ存在している。1つは「未来の森トラスト運動」、もう1つは「瀬戸内オリーブ基金」による植樹である。「未来の森トラスト運動」は、家浦のフェリー発着場から不法投棄現場まで植樹しようと言うもので、「環瀬戸内会議」が母体となっている。自然環境の再生だけでなく、森の番人制度としてリタイアした高齢者の就業の場の創出も目的としている。「瀬戸内オリーブ基金」は、2000年の調停成立後、中坊 公平、安藤 忠雄氏によって始められた。同基金は豊島に限らず、瀬戸内の他の島にも100万本の木を植えることを目的とし、豊島の15,000本のうち7,000本は、植樹はなされた。

5.5.2 「豊島心の資料館」: 廃棄物は摘発当時、高さ15m、地下12mに埋められていた。シュレダーダスト（自動車破砕くず）の何とも言えない臭いや有毒ガスが発生していた。（1996年12月）。住民は、不法投棄現場の雰囲気の後世に少しでも伝えようと、資料を展示する場を作った。それが「豊島心の資料館」である。ここでは、「廃棄物の壁画」が飾られている。資料館をつくるのであれば、住民の考えていることを、正確に伝える資料館にしなければならないが、当時の土庄町には、（そのような）構想は全くなかった。

5.5.3 「島の学校」: 廃棄物の撤去が終わる2013年まで、事件を風化させないため、住民は「島の学校」の開校を考案した。（注：現在の終了年数は2013年⇒2018年になっている）。2003年8月1日、住民は2泊3日の「島の学校」を開校した。約90名が参加し、住民も講師となって授業を行った。2004年～2006年も同じ時期に開港された。

5.5.4 「豊島学（楽）会」: この「島の学校」を支える組織として、「豊島学（楽）会」が設立され、豊島に関心を寄せてきた研究者、学生、市民等により、過疎化の食い止め、緑豊かな島に戻す、再生プランをどうつくるか、等の課題に取り組んで、2006年3月第1回の準備会が開催された。

5.5.5 アースディかがわ・イン・豊島: 1997年から島内全体を使ったイベントを始めた。アース（地球）ディは「住民会議」と「豊島ネット」が始めたイベントで、①豊島の実情を知らせる、②豊島を支援する、③生命のふるさとである海を守る、④使い捨て社会から循環型社会を目指す、の4点を掲げ、参加者は地引網、めだかの学校等豊島の自然に触れることで環境の大切さを学んでいく。

5.5.6 いちご栽培：イチゴの栽培は、知的障害者福祉施設「みくに成人寮」が1998年に「いちごらくちん栽培」と言う栽培方法で始めたものである。今では生産組合を組織出来るほどに成長した。県からは廃棄物中間処理場を造り、広くごみを受け入れれば、住民の雇用も生じ、過疎化対策にもなると提案された。

住民はゴミで食べていくことを拒否し、ごみの島と言われて「ふる里」を傷つけられる思いをしてきたからであろう「ごみ」で食べていかないと決意であった。

いちご栽培は、カレットと言う土を使い、高設式と言う栽培方式で行われる。住民は環境を汚染せずに収入を得、島で生活する手段を手に入れたのである。

5.6 豊島事件の教訓と環境政策の課題

豊島の住民が続けた活動は、田尻賞、日韓環境賞、明日への環境賞と言った賞を受賞してきた。豊島のゴミとの戦いはすでに30年が経過した。特に、1990年以降は、社会問題として定義され、公害調停をしていたため、住民はめまぐるしく忙しかった。

一般に日本の農村部では、団結を図る必要がある出来事は少なく、のどかに暮らしていることが多い。豊島も本来ならそのような島だった。しかし、「ごみの島」として有名になった現在、視察者に追われ、直島でのごみ処理が始まったとはいえ、住民の忙しさに変わりはない。

高齢化して弱体化している地域が狙われるのであれば、それを克服しない限り常に狙われ続けるだろう。過疎化を克服しない限り狙われ続けるだろう。地域政策で特定の地域が不利にならないようなシステム作りが必要になるだろう。そこで例えば、「住民同意」の対象を拡大することが考えられる。指導要綱で規制の対象になっていない地域でも、河川付近であれば下流地域の住民の健康面、生活面を調べ、地下水への影響がある地域では、地下水の流れる範囲を調べ、影響を第3者が評価し、情報を開示するシステムが求められる。

産業廃棄物問題では、処分場建設が阻止された場合などは、其の教訓を伝えていくことが大切である。不法投棄事件は、豊島問題以外でも青森一岩手不法投棄事件等、枚挙にいとまがないが、教訓をきちんと伝えることが、有効な環境政策を導き出すことにつながる。

不法投棄は、どこにでも起こりうる。地方自治体は、不法投棄された廃棄物をそのままにして、「特別でない」「ありふれているから」と言い訳をする。しかし、そこに暮らす住民はその場所が「ふる里」である以上、このような言い訳は許されない。地域住民と同じ立場に立たないと、地域住民にとって有効な環境政策は出来ない。豊島事件はこの事を教訓として伝えている。

地域住民は「行政の失敗」を経験しているだけに、(行政に)任せきりは許されない。問題を経験した住民が教訓を伝えていくことは、問題が発生した時、その地域がどのように振舞えば良いかについての手本となり、行政も失敗から学べることになる。

豊島の運動は後に続く道を作って行くことになる。

第6章 土壤汚染事件と対策法制の問題 :—大阪・滋賀の事例から(畑 明郎)

「環境被害ストック」の代表事例である土壤汚染問題を対象とする。近年、都市再生と称して、工場跡地をマンション等に再開発する事業が多いが、工場跡地などから汚染土壤が発覚するケースが増えている。大阪と滋賀県における複数の土壤汚染問題を事例に、その背景と経緯、土壤浄化に向けた課題を検討する。

6.1 はじめに：大阪の土壤汚染・・・此花区臨海工業地帯のユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ)、北区の大阪アメニティパーク、梅田北ヤード跡地、都島区カネボウ中央研究所跡地、中之島西部地区・阪大理学部・医学部・病院跡地、鶴見区椿本チェーン工場跡地等8か所で土壤汚染が発生している。

大阪市における土壤汚染の先駆けとなったUSJは、住友金属工業関西製造所と日立造船桜島工場跡地で、住金工場内の70万m³の産業廃棄物の投棄が原因であった。

(注：住友金属工業の隣には住友化学大阪工場があり、農薬や顔料・染料等を永年製造していた。身体が赤・青等に染まり、赤鬼・青鬼と言われて風呂に飛び込んでくる。周辺の土壤検査をすれば当然汚染が存在していたと推定される。拙者はそこで5年ほどの勤務経験があるが、当時は高度成長期で、土壤汚染等誰も注意を払わず、ひたすら生産性向上を目指して働いていた。ただ、後になって、膀胱がん検査を毎年しなければならぬ人々が発生した)。

6.2 OPA 土壤汚染事件：OPA (大阪アメニティパーク) 1989年大阪市再開発地区第1号、三菱金属大阪精錬所跡地の大規模再開発事業で三菱地所、三菱マテリアル、大林組が事業者。のべ床面積5万m²、518戸の高級マンション、総工費は約1700億円と言われている。・OPA 土壤・地下水汚染の経緯・OPA 土壤・地下水汚染調査と対策。

6.3 カネボウ中央研究所跡地の土壤汚染問題

6.4 住友大阪セメント工場跡地の土壤汚染問題

6.4.1 彦根工場跡地における土壤汚染の発覚：大阪住友セメントは、2004年6月18日に彦根工場跡地からの環境基準を超える水銀、鉛、ヒ素、セレン、6価クロム、フッ素などが検出されたことを公表した。(水銀は126倍、セレン47倍、鉛41倍、等) 事実を知ってから約半年間隠蔽していた。産経新聞がスクープ (『産経新聞 2004年6月19日』) したための公表である。大阪住友セメントは、2004年3月26日にマルア興産 (長浜市) に、彦根工場跡地(約22ha)を坪単価6,700円で売却していた。土壤汚

染対策費は、売り主側の負担と言う。彦根・伊吹工場とも産業廃棄物処理業の許可を取り、永年に渡り産業廃棄物を処理していた。

6.4.2 彦根工場跡地における土壤汚染対策：大阪住友セメントとマルア興産は、広域汚染のヒ素（自然由来と主張）は、50cm 覆土、局所汚染の水銀、セレン、鉛、6 価クロム、フッ素などは、掘削除去すると提案した。しかし、工場周辺の住宅地では、地下水を飲用している住民もあり、セレンの地下水汚染対策は不十分である。『政財界』2004年8月号に「住友大阪セメント跡地の利権に群がる怪しい人脈：破格の安値で売却された汚染まみれの22ヘクタール」と題する記事が掲載された。市民団体「彦根の環境問題を考える市民ネットワーク」が、国松知事宛に公開質問状を出したりしたが、結局、マルア興産は、広域汚染のヒ素汚染土壤を放置したまま、局所的な重金属を掘削除去して、大阪住友セメント岐阜工場で処理した。

（注：『京都政経調査会』による類似の出来事が、2011年7月インターネット上で掲載された。豊島の汚染土壤を大津市の「途中」にある山崎砂利商店へ搬入処理するというもので、8月に 大津市和邇学区自治連合会及び環境委員会合同会において、(株)山崎砂利商店の違法開発事業に係わる大津市の説明会の席上、拙者が同席していた大津市環境政策課に質したところ、インターネット報道を認めた。予想価格の半値段で落札したとの事。この搬入計画は住民紛争に発展した）。

6.4.3 伊吹工場跡地におけるエコタウン計画：2003年3月にセメント生産を中止した住友大阪セメント伊吹工場の施設と敷地を利用して、使用済み自動車の解体施設、廃棄物焼却施設等の廃棄物リサイクルセンターを作る「滋賀県エコタウン計画」が進められている。2005年地元自治体の反対で、頓挫している。

6.4.4 セメント工場におけるカドミウム汚染：一般にセメント工場は、過去に大量の粉塵をまき散らし、民家の屋根に積雪のように降り積もる粉塵公害の発生源であった。最近の食糧庁調査によると、米原町、近江町、西浅井町で旧食糧庁調達に基づく流通禁止基準のカドミウム 0.4ppm 以上の準汚染米が検出され、長浜市、虎姫町、びわ町、彦根市でも 0.3ppm 以上の米が算出されたが、この汚染原因として、伊吹・彦根両工場の排煙や粉塵が疑われる。

6.5 土壤汚染対策法の施行状況と問題点

土壤汚染対策法の調査対象にならないところで多数の汚染土壤問題が発生しており、土壤汚染対策法での抜本的見直しが必要である。

6.6 おわりに

都市工業地域の工場跡地の都市再開発に伴う土壌汚染が多発しており、土壌汚染は、いわば、「**製造業の不良債権**」問題と言われている。3大都市圏では、都市再生と称して工場・事業場跡地の開発が盛んであり、土壌汚染の更なる頻発が予想される。土壌浄化しない汚染土壌は売れなくなっており、土壌浄化の国内市場は年間約1,000億円に拡大している。

第Ⅲ部：環境再生の担い手と制度

第7章 沿岸地域の環境再生に向けた市民の役割 —神奈川県川崎市を事例として

第8章 国際環境協力と市民の役割 —アジアにおける被害者救済へ向けたネットワーク作り—

第9章 環境再生のための主体形成と法 —地域住民の法的地位の確立のために—
(磯野 弥生)

一口に環境再生と言っても、その地域の地理的条件、歴史的背景、経済構造はそれぞれ異なる。公害被害地域に限っても、川崎、尼崎のように大都市公害地域、四日市、水島のような新興コンビナート形成地域、水俣のような単独工場型、足尾に象徴されるような広域汚染地域等がある。これらの地域では、それぞれ生産の課題、方法が異なることは言うまでもない。再生を行う主体が必要である。これは、法制度の整備につながる。

9.1 環境法と環境再生の主体：

9.2 公害激甚以降の変化と主体形成の課題：

9.3 環境再生のための地方分権：

9.3.1 分権と自治の重要性

9.3.2 地域の自治と法整備の課題

9.3.3 まちづくりの法と分権

9.4 環境再生の主体のあるべき法的地位：

以上

* 青字は筆者による、勝手な注釈や加筆です。